

# 休日労働相談

— 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です —

## 電話相談

10月 8日 日

22日 日

 0120-783-258

※携帯電話からもご利用いただけます。  
※県内からのお電話に限ります。

【受付時間】 9:30～16:30

労働条件や労使関係など職場で起こる様々なトラブルについて労働問題アドバイザーが、働く方、事業主の方、双方からの相談にお答えします！ぜひお気軽にご利用ください。

※予約を優先しますが、当日受付も可能です。

## 個別相談

**佐世保 会場**

10月 8日 日

長崎県県北振興局  
天満庁舎 3階会議室

▶ 佐世保市天満町1-27

**長崎 会場**

10月 22日 日

長崎県庁 3階308会議室

▶ 長崎市尾上町3-1

【受付時間】 9:30～16:30

【事前予約】 095-822-2398

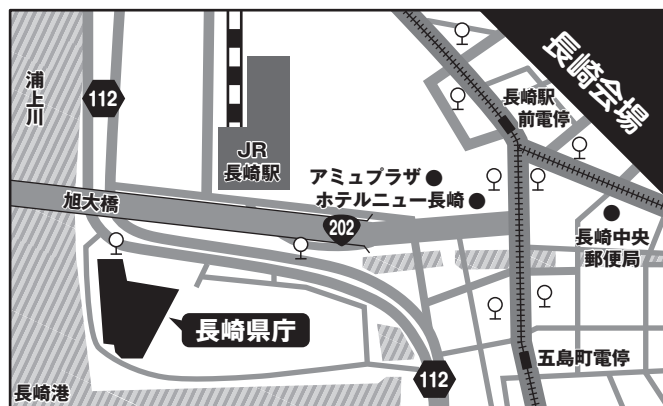




## 県北振興局 天満庁舎 3階会議室

▶ 佐世保市天満町1-27

※駐車場はありませんので、お車でお越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。



## 長崎県庁 3階308会議室

▶ 長崎市尾上町3-1

※お車でお越しの場合は県庁駐車場をご利用ください。

県では、賃金、解雇、パワハラなどに関するトラブルについて、解決に向けた相談やあっせんを行っています。

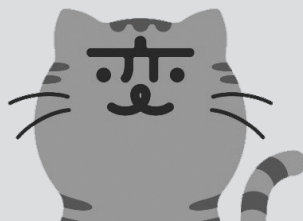
労使関係の問題や労働委員会についてお尋ねになりたい方は、どうぞお気軽にご相談ください。

社員が転勤に応じてくれない。

にゃんとかせんば。

給料や残業代を払ってくれない。

解雇理由に納得してくれない。



解雇されたが理由が納得できない。

## 長崎県労働相談情報センター

労働問題アドバイザーが、労使間のトラブルについて一緒に解決方法を考えます。まずは下記フリーダイヤルにお電話ください。

 **0120-783-258** ※県内からのお電話に限ります。

相談

## 長崎県労働委員会

あっせん員（弁護士、労働組合役員、会社経営者など）が労使双方の主張を聞き、話し合いによる解決をお手伝いします。

※労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

あっせん